

平成29年10月11日

こども入園課

保育の利用基準調整表の見直しについて

〔改正の理由〕

現在、簡易保育園（認可外保育園）の利用が常態となっているかたに補助金を交付しており、これらのかたが認可保育所の利用を申請する際には、保育の必要性を鑑み加点の対象としています。

しかし、近年の待機児童増加に伴い、簡易保育園だけでは需要が満たされず、また、同じ認可外保育施設でも補助金交付の対象とならない企業主導型の保育施設や事業所内保育施設が増えつつあるなど、保育の受皿が様々な形で整備されていることから、これらの施設も含めて加点の対象施設として見直すものです。

〇市川市保育の利用等に関する規則

別表第2（第4条関係）

【改正前】

保育の利用基準調整表

区分	保護者の状況等	指数
1～10 略	1～10 略	1～10 略
11	入所等の申込みに係る乳幼児について、認可外保育施設その他市長が別に定める保育施設（次項において「認可外保育施設等」という。）における保育を有料で受けることを常態としている場合（市長が別に定める補助金の交付を受けることができる場合に限る。）	+ 3
12～26略	12～26 略	12～26 略

【改正後】

保育の利用基準調整表

区分	保護者の状況等	指数
1～10 略	1～10 略	1～10 略
11	入所等の申込みに係る乳幼児について、認可外保育施設その他市長が別に定める保育施設（次項において「認可外保育施設等」という。）における保育を有料で受けることを常態としている場合（ 市長が別に定める補助金の交付を受けることができる場合に限る。 ）	+ 3
12～26略	12～26 略	12～26 略